

論点⑤ サービス提供体制強化加算

論点⑤

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や、職員のキャリアアップを一層促進する観点から、どのような対応が考えられるか。

対応案

- サービス提供体制強化加算について、
 - ・ 介護福祉士割合が、平成18年度と比較し約2～3割上昇していること
 - ・ 介護職員等の勤続年数が、平成19年度の3.1年から、平成30年度は6.7年と伸びていること
 を踏まえ、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、財政中立を念頭に、より介護福祉士割合が高い事業所や職員の勤続年数が長い事業所を高く評価する見直しを行ってはどうか。
(※見直しイメージについて、次頁参照)
- その際、サービス提供体制強化加算が、質の高い介護サービスの提供を目指すものであることを踏まえ、最上位の区分については、施設系サービスや入所系サービスにおいては、サービスの質の向上につながる取組の1つ以上の実施を算定に当たっての要件とすることとしてはどうか。
- また、訪問入浴介護や夜間対応型訪問介護において、他のサービスと同様、勤続年数の要件を新たに設けることとしてはどうか。
- さらに、現場の業務負担の軽減や加算の活用を図る観点から、加算の要件をできるだけ簡素なものとするため、算定率の高い介護職員処遇改善加算で求められる項目と同趣旨の要件等については、廃止することを検討してはどうか。
- なお、特定処遇改善加算のⅠについては、サービス提供体制強化加算の最も高い区分の算定が要件とされているが、これについては、今般の見直しを踏まえ、次ページのⅠ又はⅡの算定を要件としてはどうか。

サービス提供体制強化加算の見直し(イメージ)

	資格・勤続年数要件			サービスの質の向上に資する取組	研修実施 会議開催	健康診断 実施	定員超過 人員欠如 減算適用 無し
	Ⅰ (新たな最上位区分)	Ⅱ (現行の加算Ⅰイ相当)	Ⅲ (現行の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)				
訪問入浴介護	介護福祉士60%以上又は 勤続10年以上介護福祉士25% 以上	介護福祉士40%以上又は介護 福祉士、実務者研修修了者、 基礎研修修了者が60%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務 者研修修了者、基礎研修修了者が50%以上 ロ 勤続7年以上30%以上		○	○	
訪問看護	—	—	イ 勤続7年以上30%以上 ロ 勤続3年以上30%以上		○	○	
訪問リハ	—	—	イ 勤続7年以上1人以上 ロ 勤続3年以上1人以上				
定期巡回	介護福祉士60%以上又は 勤続10年以上介護福祉士25% 以上	介護福祉士40%以上又は介護 福祉士、実務者研修修了者、 基礎研修修了者が60%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務 者研修修了者、基礎研修修了者が50%以上 ロ 常勤職員60%以上 ハ 勤続7年以上30%以上		○	○	
夜間訪問	介護福祉士60%以上又は 勤続10年以上介護福祉士25% 以上	介護福祉士40%以上又は介護 福祉士、実務者研修修了者、 基礎研修修了者が60%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務 者研修修了者、基礎研修修了者が50%以上 ロ 勤続7年以上30%以上		○	○	
小多機 看多機	介護福祉士70%以上又は 勤続10年以上介護福祉士25% 以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士40%以上 ロ 常勤職員60%以上 ハ 勤続7年以上30%以上		○		○
通所介護、通りハ 認デイ	介護福祉士70%以上又は 勤続10年以上介護福祉士25% 以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士40%以上 ロ 勤続7年以上30%以上				○
特定施設 認知症GH	介護福祉士70%以上又は 勤続10年以上介護福祉士25% 以上	介護福祉士60%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士50%以上 ロ 常勤職員75%以上 ハ 勤続7年以上30%以上	※ 特定 (Ⅰのみ)			○
短期入所、特養、 老健、療養型 医療院	介護福祉士80%以上又は 勤続10年以上介護福祉士35% 以上	介護福祉士60%以上	以下のいずれかを満たす。 イ 介護福祉士50%以上 ロ 常勤職員75%以上 ハ 勤続7年以上30%以上	※ (Ⅰのみ)			○

処遇改善加算で求められる項目と
同趣旨の要件等は廃止を検討